



## 50年度予算決まる

# 一般会計282億9446万6千円

## 市長選を控え骨格予算

### 経常的経費を中心に

大分市の50年度予算が決まりました。今年は市長選を前にひかえているため、義務的経費や必要経費を計上するにとどまり、いわゆる骨格予算となっています。

その結果、一般会計予算は、四十九年度当初予算に比べ約五十六億円、一四・八パーセント増の総額、二億八千九百四十六万六千六百六十六円となりました。市民の信任を得た新市長が決めたのは、あらためて新規事業などの肉付けがされることとなります。

それでは、50年度予算をどのように使うか主なものを説明しましょう。

#### 総務費に34億円

総務費には、三十四億八千万円を計上しました。

主なものは、人件費を含む一般管理費のほか、市役所仮庁舎の建設工事費があります。

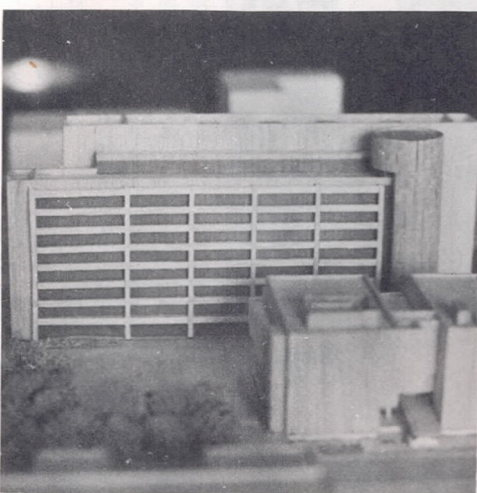
長い間の懸案であった市役所新庁舎の建設がいよいよ九月から始まります。工事はまず、昭和通りと面した環境部、税務部、下水道部などの各庁舎を解体して、その跡に事務棟、議会議場を建設することになっています。

そのためこれらの各部課及び消防本部と大分消防署を納める仮庁舎を城址公園と外苑に建設しますが、その費用として一億二千五百万円、庁舎設計監理委託料八千九百九十九万円を計上しています。

#### 仮庁舎を城址公園に建設

仮庁舎は五月中旬に着工、七月末に完成、八月には各課の移転を完了する予定です。

新庁舎は五十二年八月には事務棟、議会議場が完成し、駐車場や庭園などの周辺整備もすべて完成するのには五十二年三月の予定です。なお、新庁舎の建設費はおよそ五億千九百九十九万円です。その他総務費関係では、統一地方選挙の選挙執行費など選挙費



新庁舎の模型

#### 民生費に55億6千万円

##### 6月にフェスパックを開く

民生費には五十五億六千万円、四十六万六千六百六十六円を計上しました。

主なものは、生活保護扶助費二十五億八千六百六十六円、老人医療助成費七億八千八百三十三円、私立保育所児童措置委託料などの保育費七億二千九百九十九円などがあります。

また、昨年県住宅供給公社に依頼して建設していた数戸団地の敷地内南側部分が完成し、今月開所しましたが、その買収費として七千三百三十四万円を計上しています。

さらに、今年六月一日から三日間大分市を会場に開催される極東南太平洋身体障害者スポーツ大会「フェスパック」の負担金五千万円を計上しています。

その他の主な事業は次のとおりです。

▽緊急援助費：一億六千万円  
これは低所得者への援助費です。

▽老人福祉費：七千八百一十九万九千九百九十九円  
この中には、敬老年金、老人健康診査、独居老人訪問費、老人クラブ運営費補助金、老人用電話補助金などが含まれます。

▽心身障害者福祉手当：千九百九十九万九千九百九十九円  
これは身体障害の程度が一級から三級までの児童に年七千二百六十円、四級から六級までの児童に年五千四百六十円、七級から九級までの児童に年四千二百六十円、一級から三級までの一般に年六千円、知能指数五十以下の児童に年七千二百六十円、五十一から七十五以下の児童と五十以下の児童に年七千二百六十円を支給するものです。

#### 土木費に32億円

##### 継続事業を進める

土木費には三十二億六千六百六十六円を計上しています。

主なものは、いづれも前年度から継続して施行中の道路整備費と、西大分及び本町の各区画整理事業費は一般下水道事業費などです。

道路整備費としては、▽道路維持工事費：千四百九十九万九千九百九十九円  
▽道路新設改良工事費：二千九百九十九万九千九百九十九円  
▽交通安全対策事業費：二千九百九十九万九千九百九十九円  
これは、自転車道及び歩道、カーブミラー、区画線、ガードレールの設置などにあるものです。

▽橋りょう維持工事費：千九百九十九万九千九百九十九円  
このほか、公共下水道整備のため、十五億五千八百八十六万五千九百九十九円を特別会計に計上し、下水道の布設等を進めます。

#### 衛生費に20億円

##### 福宗清掃工場5月に完成

衛生費には二十億二千七百五十三万九千九百九十九円を計上しています。

主なものは、今年五月の完成をめざして急ピッチで建設を進めている福宗清掃工場の建設費に二億八千九百九十九万九千九百九十九円、新清掃工場の建設に伴うパッカー車、クレーン車、ロータリーローダー車などゴミ収集関係の各種車両の購入費として十八億六千九百九十九万九千九百九十九円、ダストボックス購入費として百個分三百

#### 歳入歳出予算事項別明細

| (歳入)              |            | (単位千円) |            |
|-------------------|------------|--------|------------|
| 款                 | 本年度予算額     | 歳入合計   | 28,294,466 |
| 市税                | 13,531,747 | (歳出)   |            |
| 地方譲与税             | 275,000    | 款      | 本年度予算額     |
| 娯楽施設利用税交付金        | 45,000     | 議会費    | 286,547    |
| 自動車取得税交付金         | 121,000    | 総務費    | 3,400,804  |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 13,939     | 民生費    | 5,565,460  |
| 地方交付税             | 465,000    | 衛生費    | 2,002,753  |
| 交通安全対策特別交付金       | 3,000      | 労働費    | 558,393    |
| 分担金及び負担金          | 141,635    | 農林水産業費 | 882,493    |
| 使用料及び手数料          | 272,034    | 商工費    | 4,851,479  |
| 国庫支出金             | 5,661,883  | 土木費    | 3,210,618  |
| 県支出金              | 642,665    | 消防費    | 868,495    |
| 財産収入              | 92,250     | 教育費    | 3,511,454  |
| 寄附金               | 150,000    | 災害復旧費  | 217,426    |
| 繰入金               | 2,116      | 公債費    | 1,858,544  |
| 繰越金               | 1          | 諸支出金   | 1,050,000  |
| 諸収入               | 3,463,796  | 予備費    | 30,000     |
| 市債                | 3,413,400  | 歳出合計   | 28,294,466 |

#### 消防費に8億6千万円

##### 消防設備を整える

消防費としては、八億六千六百六十六万六千六百六十六円を計上しています。

主なものは、人件費のほか次のものがあります。

▽消防用ポンプ車購入費：七百六十万円  
これは、消防署、消防団用のポンプ車を合計二百三十本購入しようというものです。

▽消防施設整備補助金：九百九十九万九千九百九十九円  
これは、各消防団の車庫、詰所の新設、増設、消防積載車ポンプの購入、防火水槽の築造

#### 商工費に48億5千万円

##### 中央卸売市場来年開場

商工費には四十八億五千四百九十九万九千九百九十九円を計上しています。

この中では、去る二月二十七日着工した中央卸売市場の建設費四億一千三百七十三万九千九百九十九円が主なものです。

この中央卸売市場については三月十五日の市報で詳しく説明しましたが、生鮮食品の流通機構を合理化し、物資の安定供給を図るため、豊後三、四丁目に建設しているもので、来年半ばには開場の予定です。

その他中小企業振興のための事業として次のものがあります。

▽労働者住宅資金融資委託金：三千五百万円(実際の融資総額は預託金の五倍に当たる一億七千五百万円)

▽中小企業経営改善資金融資委託金：千八百八十八万八千九百九十九円(実際の融資総額は預託金の五倍に当たる一億九千四百八十八万八千九百九十九円)

▽高田小学校の校舎改築に二億四千四百八十八万八千九百九十九円、東大分小学校と桃園小学校の給食調理室建設事業に二億二千九百九十九万九千九百九十九円を計上しています。

又、学校プールの建設は、今シーズンに間に合わせるために、宗方小、明野小、吉野小の三校分四千三百五十六万六千九百九十九円を計上しています。

#### 教育費に35億円

##### 少年自然の家の建設進む

教育費には三十五億四千四百九十九万九千九百九十九円を計上しています。

主なものは、人件費のほか各小中学校、幼稚園の維持管理費、少年自然の家の建設費などがあります。

まず学校の校舎建設事業をみますと、今年四月に開校した宗方小学校と桃園小学校の給食調理室建設事業に二億二千九百九十九万九千九百九十九円を計上しています。

又、学校プールの建設は、今シーズンに間に合わせるために、宗方小、明野小、吉野小の三校分四千三百五十六万六千九百九十九円を計上しています。

少年自然の家建設事業としては、一億八千九百九十九万九千九百九十九円を計上しています。この少年自然の家は、現在、臼杵市下の江地区に約六万五千平方メートルの敷地を造成して、急ピッチで工事が進められています。

#### 農林水産業費に8億8千万円

##### 農業基盤整備を進める

農林水産業費には、八億八千九百九十九万九千九百九十九円を計上しています。

主なものは、農業基盤整備のためのかんがい排水事業費として千九百九十九万九千九百九十九円、自立経営農家育成資金の貸付金一億五千九百九十九万九千九百九十九円、これは三年間無利子で、個人百万円以内、法人五

# 今年度の固定資産税が決まる

## 第1期分の納期は4月末日まで

五十年度の固定資産税が決まりました。近く納税通知書をお手許にお届けします。固定資産税の納税義務者は、昭和五十一年一月一日現在、土地家屋の所有者として土地登記簿家屋登記簿および土地、家屋の補完課税台帳に登録または登録されている方、ならびに償却資産の所有者として償却資産課税台帳に登録されている方です。したがって、たとえば一月二日に所有権を移転した場合でも前の所有者が納税義務者になります。

### 税額の計算方法

#### 課税標準額を基礎に算定

五十年度の固定資産税および都市計画税の税額は、それぞれの課税標準額(税額算定の基礎となる価格をいいます)に固定資産税は百分の一・四、都市計画税は百分の〇・二の税率を乗じて得た額です。

#### 固定資産税の課税標準額

課税標準額は原則として、その資産の価格(評価額)ですが、農地以外の土地の課税標準額は小規模住宅用地、その他の住宅用地、非住宅用地とに大別されそれぞれ次のように定めます。

#### (小規模住宅用地)

小規模住宅用地とは次のような土地をいいます。

- 住宅用地のうち、その面積が二百平方メートル以下のもの。
- 二百平方メートルをこえる住宅用地は、二百平方メートル以上の住宅用地とみなす。

### 新築家屋は税額を軽減

#### 床面積100㎡以下に適用します

住宅建設の促進を図るため、固定資産税を次のとおり減額することになっています。

一般の専用住宅で床面積が百平方メートル(三十、二五坪)以下の家屋は、その住宅に新たに固定資産税がかかるようになった年度から三年間に限り税額が二分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数が三階以上の住宅(アパート等)でそれぞれの区分された部屋は、減額の対象になりません。

農地とは、現況地目が田、畑となつていふものをいいます。課税標準額は従来どおり、三十八年度の評価額をすえ置きます。

#### 都市計画税の課税標準額

都市計画税の課税標準額は土地、家屋ともその評価額です。

ただし農地は昭和三十八年度の課税標準額を評価額とします。

なお都市計画税の納税義務者は市街化区域内にある土地および家屋の所有者です。

課税標準額は近くお届けする納税通知書に土地家屋の別に記載してありますのでご参照下さい。

### 固定資産税の納期

| 第1期   | 第2期   | 第3期   | 第4期    |
|-------|-------|-------|--------|
| 4月30日 | 7月31日 | 9月30日 | 12月31日 |

### 〔宅地等の課税標準額および税額の算出例〕

300㎡  
非住宅用地  
(300万円)

所有者 個人

50年度の評価額 3,000,000円

48年度の課税標準額 1,200,000円

(評価額の40%)

1,200,000円×2.25倍=2,700,000円

(48年度の課税標準額) (48年度の課税標準額の2.25倍の額)

2,700,000円は評価額以下であり、また評価額の60%をこえているので、50年度の課税標準額は2,700,000円となります。

したがって

2,700,000円× $\frac{1.4}{100}$ =37,800円

(税率) (50年度の固定資産税額)

となります。

300㎡  
住宅用地  
(300万円)

居住戸数 1戸

50年度の評価額 3,000,000円

48年度の課税標準額 1,200,000円

(評価額の40%)

〈小規模住宅用地〉

○200㎡分の評価額2,000,000円

2,000,000円× $\frac{1}{4}$ =500,000円

(評価額の4分の1の額)

500,000円× $\frac{1.4}{100}$ =7,000円

(50年度の課税標準額) (税率) (小規模住宅用地の税額)

〈その他の住宅用地〉

○100㎡分の評価額1,000,000円

1,000,000円× $\frac{1}{2}$ =500,000円

(評価額の2分の1の額)

500,000円× $\frac{1.4}{100}$ =7,000円

(その他の住宅用地の税額)

したがって

7,000円+7,000円=14,000円

(小規模住宅用地の税額) (その他の住宅用地の税額) (50年度の固定資産税額)

となります。

### 木造家屋の場合 (表1)

A 再建築費点数 × B 経年減点補正 × C 1点当り価格 = D 評価額

1,000,000点×0.8×0.95円=760,000円

固定資産税.....760,000円× $\frac{1.4}{100}$ =10,640円

都市計画税.....760,000円× $\frac{0.2}{100}$ =1,520円

### 家屋の評価額はこうして決まる

#### 再建築費を基礎に

家屋の評価は個々の家屋の再建築費、いかにすれば評価の対象となつた家屋と全く同じものとして、現在その場所に再び新築するものとした場合に必要とされる建築費を算出し、これを基礎に評価する方法になっています。

この再建築費は木造家屋の場合、合屋根、基礎、外壁、内壁、造作、建具など十一の部分に区分して、それぞれの部分ごとに国の定めた評価基準によって点数を算定します。

この合計からその家屋の建築後の経過年数によって生ずる損耗の程度による減点の補正を行

● 今月の納税  
● 固定資産税 第1期  
● 軽自動車税 全期  
● 国民健康保険税 第1期  
● 税金は納期内に納めましょう。  
● お得な前納報奨金制度をご利用下さい。

### 固定資産税の前納は

4月28日までに

納税通知書が届きましたら便利でお得な前納報奨金制度を利用して下さい。

この制度は、第一期分の税金を納める際に第二期以降の税金を納める場合に適用されます。

前納される方は納税のとき金融機関の窓口で申し出れば前納報奨金を差し引きしてくれます。

報奨金は納期ごとの前納月数により算定されます。四月二十八日まで固定資産税を納付される方は色刷りの納付書をお使い下さい。なお、この指定期日を過ぎると前納月数が少なくなり報奨金も減少しますのでご留意下さい。

以上のことを計算式で見ると次のとおりです。

木造家屋の場合  
A 再建築費点数  
B 経年減点補正  
C 1点当り価格  
D 評価額  
A×B×C=D

この評価額に固定資産税、都市計画税の税率をかけると税額が算定されます。(表1参照)

確定申告を忘れていたとき  
申告期限後でも確定申告をすることが出来ます。  
まだ申告していない方はなるべく早く申告した方が有利です。  
くれぐれは税務署へ。

### 庭づくり (その5)

庭の中でどこに何の樹を植えるべきか、その種類を列記します。

〔門庭〕  
門庭とは、門の外と門との間に狭い庭がある場合をいいます。

〔池の周囲〕  
水面と周囲の陸地とをいいます。

〔石つきの根柢〕  
これはかん木類が適しています。

〔窓下〕  
窓下には落葉の枝張りを楽しむ程度がよいようです。

〔垣添え〕  
カイズカイブキ、サザンカ、マサキ、ビラカンサス、モクセイ、サンゴジュ、ミモテ、ベニカサメ。

〔玄関前〕  
玄関にも洋風のもの、和風のものがありますので建物に調和したものを植えることとす。

〔和風の場合〕  
アベリヤ、ジンチョウゲ、ツツジ類、ヒイラギナンテン。

〔花壇のしごと〕  
● 春まき草花の種まき、春植え球根の植え込み  
● ハナシロユブは下旬に施肥。  
● バラの追肥、バラキバチの防除にためましょう。

〔今月の移植〕  
落葉樹の大部分は萌芽するので、今月の移植はなるべくさけた方が安全です。アオギリ、サルスベリなど萌芽のおそいものは比較的よいが、カエデの新葉のためなど

### 4月の庭の手入れ

を無理に動かすと、テッポウムシの被害を受けて枯れることがあります。ハチク、マダケは5、6月にタケノコをだすから、今月中に移植を終るようしましょう。

〔バラの手入れ〕  
油カス、腐汁や草木灰をほどこし五月の開花に備える。今月下旬から5月中旬にかけてはバラキバチの被害が多い。防止する方法がいろいろで、被害を軽く切りとって焼酎を散布するか、BHC粉剤を散布しましょう。

し  
ま  
す